住井するとその文学の里（二十二）

―牛久沼のほとりー

牛久市文化財保護審議委員　栗原（くりはら）　功（いさお）

犬田卯（いぬたしげる）が書き下ろした小説『村に闘う』を自費出版する

―出版法第19条適用で即時発売禁止に―

『小作（こさく）』とは、農地地主から田畑を借り一定の小作料を払って耕作することを指し、その耕作者を小作人といった。

小作人が地主との間で繰り広げた小作料減免の闘争、つまり小作争議は明治時代の初期・中期には個人的・分散的および散発的発生にとどまっていた。が、末期には西日本、日本海側で多数発生。大正に入ると6年に85件、7年に256件、8年に326件、そして11年の日本農民組合結成による小作人の大同団結で拍車が掛かり、東日本、全国へと拡大し、昭和元年には2751件に達していた。それが警察の取り締まりで一時激減するが、農村恐慌による農民の窮乏が再び小作争議の件数を増加させるところとなった。

ところで、卯が生まれた犬田家では、地主から借りた水田を8反歩余り耕作していて、毎年出来秋には1反歩当たり2俵半の小作料を払っていた。牛久沼沿岸の水田は普通1反歩（1アール）当たりの収穫は5俵が平均であった。しかし気候次第では半俵（はんたわら）や1俵（ひょう）の源収は常であって、おまけに毎年洪水に襲われ、平均収穫を上回った例はほとんどなかった。

卯は大正13年（1924年）の5月に、牛久沼のほとりの城中を舞台に設定して、地主と小作人との小作料減免闘争を繰り広げる長編小説『村に闘う』を書き上げていた。これを出版してくれる所がなかなか見付からなかったので、昭和4年（1929年）に自らの手で出版した。

出版には明治政府（その時は太政官）が慶応4年（1868年）4月に『外国の刊本をそのままの内容で新たに刊行することを禁じ、すべて政府の許可を得る』旨（むね）を定めた規制が布告されていた。

同布告は明治2年（1869年）に出版の内容によっては処罰を科すという条文が加えられ出版条例に改正された。

さらに同条例は明治26年（1893年）4月に新たに『統制』が加えられ、出版法（昭和24年5月24日廃止）として制定された。

『村に闘う』は農民農地農村の解放を目指す革命の農民文学であった。『村に闘う』は発刊と同時に出版法第19条の『安寧（あんねい）（世の中が穏やかで平和なこと）秩序ヲ妨害シヌハ風俗ヲ壊乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売・頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得』に抵触すると、内務省警保局図書課より発売禁止命令が出されるとともに20円の罰金が科せられた。

住井は夫卯の罰金を納めるために2篇の少女小説を書いた。これが40円で売れたので罰金を納めることができた。

犬田卯が昭和4年（1929年）に『村に闘う』を自費出版するが発売禁止処分に遭う。その57年後の昭和61年（1986年）に『村に闘う』は土浦市の筑波書林より発行発売された。

【訂正】

広報うしく11月1日号で下村千秋の妻ちよと記述しましたが、ちよは千秋の継母と訂正します。